

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 5 月 30 日（金）第 621 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 1
○確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（交通指導課取扱い） 1

公 安 委 員 会 規 則

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第27号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年鹿児島県公安委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「施設の所在地を管轄する警察署長」を「鹿児島県警察本部警務部会計課又は施設の所在地を管轄する警察署」に改める。

第3条第3項、第4条及び第5条第3項中「に掲示して」を「での掲示等と併せて、インターネットを利用することにより、これを」に改める。

別記第2号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

.....

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第28号

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（裏）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。